



平成29年（行ウ）第104号 情報公開等請求事件

原告 上脇 博之

被告 国



訴えの変更申立書

2019年7月8日

大阪地方裁判所第7民事部合議1係 御 中

原告訴訟代理人

代表弁護士 阪 口 徳 雄



頭書事件について、原告は、国に対して不作為の違法確認訴訟等を提訴していたが今回、当該文書が開示されたので次の通り訴えの変更申立をする。

訴 の 変 更 の 趣 旨

1 被告は、原告に対し、金 1100万円及びこれに対する2017年（平成29）年5月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え

2 訴訟費用は、被告の負担とする

との判決並びに第1項についての仮執行の宣言を求める。

訴 の 変 更 の 原 因

1 原告による行政文書開示（情報公開）請求と開示決定の経過

(1) 原告は、2017年3月2日付で、近畿財務局長美並義人（以下「処分行政庁」という。）に対し、学校法人森友学園に対して豊中市野田町1501番地所在の国有地に関して「当該土地の賃貸、売払に関する学校法人森友学園との面談、交渉記録」「当該土地の賃貸、売払に関する学校法人森友学園以外の者との面談、交渉記録」を含む行政文書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「情報公開法」又は単に「法」とい

う。)に基づく開示請求(以下、「本件開示請求」という)を行った。(甲20号証)

(2) 上記開示請求に対し、処分行政庁は同年5月2日付行政文書開示決定通知書(甲1号証、乙1号証)において、一部の文書について開示決定を行ったが、「当該土地の賃貸、売払に関する学校法人森友学園との面談、交渉記録」「当該土地の賃貸、売払に関する学校法人森友学園以外の者との面談、交渉記録」の「本件217件の文書」(甲25号証)について開示も不開示決定もなく、現実にも開示されなかった。(以下この決定を「2017年決定」という)

(3) 大きな世論の批判などを受け、追い詰められた財務省は、2018年6月5日付で、「当該土地の賃貸、売払に関する学校法人森友学園との面談、交渉記録」「当該土地の賃貸、売払に関する学校法人森友学園以外の者との面談、交渉記録」の217件の文書(以下この文書を「本件217件の文書」という)を公表した(甲25証、甲26号証)。

(4) この点、原告は「当該土地の賃貸、売払に関する学校法人森友学園との面談、交渉記録」「当該土地の賃貸、売払に関する学校法人森友学園以外の者との面談、交渉記録」の中に「本件217件の文書」が含まれるのかについて、被告国に釈明を求め、また、裁判長も厳しく追及した。

追い詰められた被告国は2019年4月2日になって、近畿財務局長田島淳志名の「行政文書開示決定通知書」と題する文書において、一転して、「上記2017年決定当時に行政文書として当局が保有していた文書に関して不開示とした部分を取消し、新たに開示する」として、「本件217件の文書」を原告に開示した。(乙7号証)(以下この決定を2019年決定と言う)

(5) 本訴における国の不可解な主張

この点、情報公開法は、「何人も」「行政機関の長」に対し、「当該行政機関の保有する行政文書の開示をすることができる」と明示して、「情報公

開請求権」を具体的権利として定めている（法第3条）。そして、開示するかどうかの決定は、原則として、請求のあった日から30日以内に行うこととなっている（法第10条第1項）。例外的に、事務処理上困難である等の理由により、この期間内に決定できないときは、開示決定等の期限を延長する旨、延長後の期間等を通知することはあるものの、開示請求を漫然と放置し、開示を遅らせることを法は予定していない（法第10条第2項、11条）。

この点、処分行政庁が、原告の開示請求から2年余りも経過した後に、一転して本件行政文書217件を開示するに至った経過について、本訴において、被告国は、以下のとおり、到底理解不能な不合理な回答を行った（口頭弁論調書）。

- ① 処分時に217件の文書がどの行政機関においてどのように保管されていたのかに関して現在のみならず今後も特定はできない
- ② 処分時に217件の文書のうち、どの文書が行政文書として保有されていたのかどうか特定できないから、どの文書について不開示決定をしたのかも特定ができない

2 情報公開請求を放置し開示を遅らせたことは、国家賠償法上違法である

(1) はじめに—民主主義国家の根幹を揺るがす異常な事態

前述のように、国が、自ら開示した書面について、そもそもどのように保管されていたのか明らかにできない、などというのは極めて異例な事態であり、民主主義国家の根幹を揺るがしかねない重大な問題である。

開示を遅らせたことが違法であることはあえて言うまでもないが、本申立との関連で言えば、遅れた理由は被告国の違法性の程度を基礎付ける重要な事実である。開示が遅れたにもかかわらず、デタラメな理由しか述べなくとも僅かの賠償額で免罪されるのであれば、およそ開示請求制度は画餅に帰し、法秩序を崩壊させると言っても過言ではない。

この点、これまで報道及び財務省自身の報告、検察審査会の議決、そして本訴における前述の被告国の不可解な答弁から以下の事実が合理的に推認される。

被告国において、以下の事実をあえて否定するのであれば、遅れた経緯について自ら積極的に主張・立証すべきであるし、単に否認するのみであれば、裁判所は以下の主張を事実と認定すべきである。

(2) 安倍総理発言及び理財局長佐川による答弁の存在と2017年決定による本件217件の文書の不開示と2019年決定による開示。

ア 国会議員等からの森友学園案件関係文書の開示要求

安倍首相は、2017年2月17日、国会において、森友問題に関連し「私や妻が関係していたら総理大臣も国会議員も辞める」と発言した。これに対して同年2月22日、国会議員より、当時財務省理財局長の職にあった佐川宣壽（以下、単に「佐川」という）に対して、森友学園側との応接録の存否について確認があり、また、同23日には、平成25年から平成26年にかけて財務省本省及び近畿財務局職員と森友学園関係者との接触記録の存否について、無いならば無い旨を書面で提出するよう要求があった。

イ 応接録等の文書の存在を認識していた被告ら

上記要求に対し、佐川は、その文書の存在を直接に知る立場になかったことから、当然に、当時財務省理財局国有財産総務課長であった中村稔（以下、単に「中村」という）に確認をしたところ、これらの文書の存在を認識したと考えられる。

すなわち、佐川は、平成29年2月当時、本件行政文書を含む森友学園案件関係の各種応接録が実際には残っていることを認識していた。

ウ 森友学園案件関係の文書について廃棄は許されなかったこと

この点、公務員が文書を保管する作用として、情報公開請求に対応するなど、国民の知る権利に応え、行政活動が適正かつ効率的に行われているかを

国民に知らしめる目的で行う作用があることからしても、国会審議等において本件応接録の存否が問題となった時点でこれらの文書が「公務所の用に供する文書」に該当することは言うまでもなく（審査会議決4頁）、公務員である佐川らも、未必的ではあっても、これらの認識も当然に有していたと言える。

エ ところが、これらの接触記録を、国会をはじめ公の場に公表することにより、矛先が安倍総理へ向かうことをおそれた佐川は、同年2月24日、衆議院予算委員会において、「昨年6月の売買契約に至るまでの財務局と学園側の交渉記録につきまして、委員からのご依頼を受けまして確認しましたところ、近畿財務局と森友学園との交渉記録というのはございませんでした」「面会等の記録につきましては、事案の終了ということで取り扱いをさせていただきます。したがって、本件につきましては、平成28年6月の売買契約締結をもちまして既に事案が終了してございますので、記録が残っていないとうことでございます」などと答弁を行った。

このため、この時点で存在している本件行政文書を含む森友学園案件関係の文書が第三者に発見されれば、上記の答弁が虚偽であることが明らかとなる事態となった。

さらに、当時すでに大きな問題となっていた森友学園事件に関連し、応接録について市民から情報公開請求がなされることは必至であり、そのような請求がなされれば、行政処分庁による調査がなされることもまた明らかであった。

オ 佐川らによる文書廃棄行為

そこで、佐川は、これら文書を廃棄することを決めたと考えられる。

具体的には、財務省行政文書管理規則に従って作成された行政文書ファイル管理簿に記載された、森友学園案件関係の文書を削除すると共に、そこに記載されていた保管場所にある文書（紙ベース、あるいはPDF等のデジタ

ルデータ)を物理的に廃棄(電磁的に抹消することも含む)する必要があった。

もちろん、佐川のみではこれらの行為は困難であることから、佐川は、同人が信頼のおける少数の部下をその手先に用いたであろう(原告は、少なくとも、当時財務省理財局国有財産総務課長であった中村稔、及び当時財務省理財局国有財産業務課国有財産審理室長であった田村嘉啓らが関与している)と考える。なお、佐川、中村、田村の3名はいずれも、2019年3月15日、大阪第一検察審査会において、検察審査会議決によると、公文書である決裁文書の改ざんに関して、有印公文書変造罪や公用文書毀棄罪について不起訴不当の議決の対象となった被疑者である。)

但し、急いで行われたうえ、違法行為である以上、組織とは関係なく秘密裡に実行されたことから、そのすべてを廃棄することは出来ず、サーバ上の共有フォルダに保存されていた電子ファイルなどの形で残ったものも存したと考えられる。

カ 本件開示請求

その後、原告は、平成29年3月2日付で、近畿財務局長美並義人(以下「処分行政庁」という。)に対し、本件開示請求を行った。しかし、すでに佐川らにより、行政文書ファイル管理簿から削除されていたことから、処分行政庁としては、これらの文書は存在しないものと認識した。

但し、本来であれば、サーバ上の共有フォルダなどあらゆる場所を探索すべきであったが、行政処分庁自らも、この開示に積極的でなかったことから、十分な探索をすることなく放置したと考えられる。

キ 本件行政文書の開示に至る経過

ところが、その後、前述のように、森友学園案件に関する世論の高まりに加え、検察による捜査や会計検査院の検査の実施もあり、理財局として、個

々の職員が手控えとして残している資料や、サーバ及び職員のコンピュータ上に電子ファイルとして残されている資料を提示せざるを得なくなった。

このため、本件行政文書が開示されるに至った。

このような経過であることからこそ、行政処分庁としては、開示が遅れた経過について明らかにすることが出来ず、前述のような極めて不合理な説明に終始せざるを得なかったと考えられる。

ウ このような経緯があり、2017年決定によって、本件217件の文書は開示されなかったと思われるが、他方、当時「本件217件の文書」が存在していたことは2019年決定（乙7）において認めているところであり、何故、原告の本件情報公開請求時に開示されなかったのか、安倍総理への「付度」か、又は佐川らの答弁を処分庁が「付度した」のかは闇の中である。

（2）情報公開法違反

上記のような経過で、本件は、被告国が、開示請求を漫然と放置し、開示を遅らせたのであるから（法第10条第2項、11条）、本件遅滞は情報公開法違反であることは言うまでもない。

（3）国家賠償法違反も明らかである

一般に、公務員が処分要件の欠缺した処分となることを予見しているにもかかわらず、必要な注意を尽くさず、あえてかかる処分をすることは、漫然と職務上尽くすべき注意を尽くさずに行った規範違反行為であり、国家賠償法上違法の評価を受ける（最判平成5年3月11日民集47巻4号2863頁・判時1478号124頁・判タ124頁参照、最判平成18年4月20日裁時1410号8頁参照）。

よって、処分庁が2年近くも正当な理由なく、本件217件の文書を原告に開示しなかった行為は、国家賠償法上、違法である。

しかも、その遅滞の理由は、前述のように、民主主義国家の根幹を揺るがすような態様で遅滞したのであるから、故意に基づくものと同視しうる。

3 原告の損害について

(1) 原告が217件の行政文書の公開を直ちに受ける権利を違法、不当に侵害されたことによる損害 1000万円

国民は国の有する情報を公開請求して開示を受けることにより国政を監視できる。その情報の提供を受ける権利は民主主義国家における選挙権と並ぶ国民の重要かつ基本的な権利である。その侵害は民主主義の否定である。本件対象文書の情報公開請求に違法に応答せず放置することは、情報公開請求権の公然とした否定である。

そして、上記した国の理解不応な不合理な答弁からも、その処分行政庁の姿勢は、情報公開法の趣旨を全く無視するものであり、その違法性は極めて高いといわざるをえない。

従って、このために原告が被った精神的苦痛は甚大なものあり、その精神的苦痛を金銭に換算すれば、別件の御庁原告上脇、被告国間の平成第29号(ワ)第11667号国家賠償事件の判決で認容された一文書当たり金5万円を参考にして合計217文書の不開示による遅延総額で金1085万円は下らないが、都合により金1000万円を請求する。

(2) 本件国家賠償請求訴訟による弁護士費用 100万円

原告は上記の通りの被害を回復する為に原告代理人らに委任して本件国家賠償請求をせざるを得ず、この為の弁護士費用として上記損害額の10%を支払う旨約束しているので、金100万円が相当である。

(3) 損害額 合計 1100万円

4 結語

よって、原告は、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、1100万

円及びこれに対する本件不開示決定の日である2017年（平成29年）5月2日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金の支払を求める。

以 上